

北極圏国における入国制限措置の現況

国・地域および施設	日本外務省による 感染症危険レベル※1	日本からの渡航者や日本人 の入国または入域※2	入国制限および入国者に対する検疫	発出日 または 更新日	詳細
国					
ノルウェー	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国	×	入国許可の条件に該当しない場合、入国禁止。 2020年3月16日からノルウェー政府発行の滞在許可を持たない外国人の入国を原則として拒否するとしていたが、同措置は別途通知されるまで延長される。1月29日より入国措置が厳格化され、現在日本に居住している日本国籍保有者は、一部例外を除き原則としてノルウェーに入国することができない。同入国制限措置は差し当たって2021年5月12日まで延長する。4月19日から、12歳未満の子どもも国境で検査の対象とする。 ノルウェーに渡航する全ての人は、入国時に氏名、連絡先情報、自主隔離場所、雇用者情報等を登録する必要がある（入国72時間前よりオンラインで関連情報を登録可能）。また、入国時に国境検問所において新型コロナウイルス検査（PCR検査あるいは簡易抗原検査）を受検することを義務付ける（検査は無料）。4月1日から抗原簡易検査を受けた者は、検問所の状況に鑑みて実際に可能な限り、検査結果が得られるまで、検問所で待機しなければならない。 例外的に日本から入国する者は、入国前24時間以内（空路の場合、最初のフライト出発予定時刻前24時間以内）に受検した新型コロナウイルス検査の陰性結果証明の提示、およびノルウェー当局の指定するホテルにおいて10日間の自宅待機を行うことが求められる。2月24日、入国後の自主隔離は勧奨から義務に変更される。入国した者は、入国後移動してはならず、入国地点の自主隔離用ホテルにて自主隔離を行わなければならない。自主隔離用ホテルに滞在する私人は、一日500クローネを支払わねばならない。到着後に2度COVID-19 検査（PCR検査）で陰性となれば、自主隔離期間を（10日間から）最短7日間に短縮することができる。 4/29よりノルウェー国境での簡易検査で陽性となったEEA及びシェンゲン圏以外の国からの渡航者に対し、PCR検査の受検を義務づける。また、自主隔離ホテル滞在中の者は、到着から7日後にPCR検査を受ける必要がある。自治体はこの検査の機会を提供する義務がある。（在ノルウェー日本国大使館メール） ※例外的に入国ができる者の条件については、右記、在ノルウェー大使館のHPをご確認下さい。なお、スバルバル諸島の職場または住居との往復でノルウェー本土へ渡航する必要のある外国人は、入国を拒否されないものとされています。	4月28日	https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00046.html
アイスランド	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国	×	日本を含む複数の対象国からの入国を原則禁止する。ただし、医療・ヘルスケア従事者や貨物輸送従事者、国際機関職員等をはじめとした一部の職務従事者、学生、その他人道的配慮を要する目的によりアイスランドに渡航する者は入国を許可する。全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（ https://visit.covid.is/ ）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書の提出、空港でのPCR検査及び入国後5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書を所持する者については、措置の適用外となる。（外務省海外安全ホームページ） シェンゲン圏外からの入国制限について、有効なワクチン接種済証明書もしくは有効な感染歴証明書を所持する渡航者に対する制限解除措置の開始日を4月6日に延期すると発表。 ※制限詳細については右記HPの「アイスランド入国制限に関する最新情報（英語版）」をご確認下さい。	4月27日	https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_01.html
スウェーデン	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 変異株流行国 地域指定	×	日本居住者はこれまで入国禁止の例外として入国が認められてきたが、例外から除外され2月6日から入国禁止の対象となる。例外的に入国が認められる外国人については、どこから到着するかを問わず、48時間以内のコロナウイルス陰性証明を提示できない限り入国できない。また、公衆衛生庁は、すべての渡航者（外国人に限らない）に対して到着後の自宅待機及び検査を勧告。概要は以下のとおり。 ・渡航者は到着直後と、さらに、到着から5日後に再度の検査を行う。 ・スウェーデンへの渡航に先立って検査を受けている場合は到着直後の検査は必要ないが、5日後の検査は受けるべきである。 ・到着から少なくとも7日間は自宅待機をすべきである。 外国に居住する者のの入国禁止は5月31日まで延長。例外的に入国することができる外国人について、48時間以内のコロナウイルス陰性証明を提示できない限り入国できないとの取扱いも、同様に5月31日まで延長。 ※3月5日よりスウェーデンから日本への入国者及び帰国者は、自宅ではなく検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになります。その上で、陰性と判定された方は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機することになります。（外務省）	3月25日	https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=109122

フィンランド	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 変異株流行国 地域指定	×	日本を含む複数の対象国からの入国を原則禁止。 入国規制措置を4月30日まで延長。1月11日より日本からの入国に対して14日間の自主検疫を勧告。原則、渡航者の国籍別ではなく、居住する国別で入国制限が異なる。制限の基準は、各国の過去2週間で10万人当たりの新規感染者数25としており、基準以下の国からの入国は制限されず、入国後14日間、検疫相当の自主待機も求められない。入国規制が解除された国が発給する旅券所持者は、当該国に居住するとみなされるが、入国審査において居住地確認の質問をされる場合がある。 入国規制の対象となっている国から入国した場合、14日間の自主検疫が勧告される。ヘルシンキ国際空港では、入国者に対し広範に新型コロナウイルス感染検査を実施。当局は、すべての航空会社に対し、国外から到着するすべての乗客に新型コロナウイルス検査の陰性証明書の提示を搭乗前に求めるよう強く勧告している。 ※4月9日よりフィンランドから日本への入国者及び帰国者は、自宅ではなく検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになります。その上で、陰性と判定された方は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機することになります。（外務省）	4月13日	https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ia/11_000001_00011.html
デンマーク	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 変異株流行国 地域指定	×	4月21日以降、段階的にデンマークへの入国制限を緩和。渡航元の国、地域によって、適用される入国制限、入国後の隔離義務の有無等が異なる。デンマーク外務省渡航勧告モデルが再導入され、世界が（感染リスクに応じて）黄色、オレンジ、赤の国に分類され、黄色の国からの渡航者は隔離を免除する。承認に値する入国目的リストが拡大され、留学生や海外居住のデンマーク人とともに渡航する配偶者などが入国可能。日本を含む、EU/シェンゲン協定国以外の国については、COVID-19に関するEU域内への渡航の基準を満たしており入国をオープンにするかどうかを検討しうる国についてのEUの第三国リストに基づいて、渡航制限が更新される。日本はオレンジ国として、引き続き承認に値する入国目的と入国後の隔離義務が求められる。 ※3月5日よりデンマークから日本への入国者及び帰国者は、自宅ではなく検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになります。その上で、陰性と判定された方は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機することになります。（外務省）	4月28日	https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ia/taizai-covid19.html#denmarku_2
ロシア	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 (指定地域)	△	4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認める。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できる。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となる。ただし、往来制限が緩和された国のうち、英国、トルコ、タンザニアとの間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されている。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがある。ロシアへの再入国用ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分に注意すること。ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置は引き続き維持される。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されるので、空港係官の指示があれば従うこと。 継続される検疫措置：・ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 ・労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国後14日間の自己隔離実施（注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし） 新たな検疫措置：外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査	4月23日	https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ia/20210423.html
カナダ	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 (指定州) 変異株流行国 地域指定 (指定州)	×	カナダ国籍者以外（カナダ国籍者の家族及び近親者、カナダ永住者及びその近親者、航空クルー、外交官、米国籍者を除く）の入国を禁止。カナダ・米国間で不要不急の渡航を一時的に制限。 2月22日より全ての入国者に対し、到着空港におけるCOVID-19テストを実施し、検査結果が出るまでの3日間（3泊）政府指定のホテルでの隔離を行い、更に14日間の隔離期間終了前に再度COVID-19テストを実施する。 ※例外的に入国ができる者の条件については、右記、在カナダ日本国大使館のHPをご確認下さい。 ※4月9日より指定州から日本への入国者及び帰国者は、自宅ではなく検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになります。その上で、陰性と判定された方は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機することになります。（外務省）	4月28日	https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ia/Covid19_20200330.html
米国	レベル3 (渡航中止勧告) 検疫強化対象国 (指定州) 変異株流行国 地域指定 (指定州)	△	4月29日現在、米国疾病予防管理センター(CDC)は日本の感染症危険情報度合いをレベル3(渡航中止勧告)としている。ESTAによる米国への渡航を認めているが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められる。到着後7～14日間の自己隔離やマスク着用を義務付けている州や地域があるため、渡米前に確認のこと。 新型コロナウイルスの変異種に対する防疫措置として、国外から空路でアメリカへ入国する全ての方はPCR検査による陰性証明書または感染から回復したことを示す診断書の提示が義務付けられる。この措置は1月26日より施行され、満2歳以上の渡航者が対象 ※4月28日より指定州から日本への入国者及び帰国者は、自宅ではなく検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになります。その上で、陰性と判定された方は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機することになります。（外務省）	4月30日	https://esta-center.com/news/detail/990100.html

地域				
ノルウェー領 スバルバル諸島	海外からスバルバル諸島へ渡航する場合、ノルウェー本国で10日間の隔離と検査が必要。	スバルバルの永住者であればノルウェー本国を経由することができる。永住者とは、スバルバルの人口台帳に登録されている者を示す。 （ノルウェー移民局 UDI） ノルウェー国境でスバルバルで働き定住するという文書を提示でき、渡航するための必要な許可を得られる場合、検疫後にスバルバルへ渡航することができる。（3/12 渡航可否の問合せに対するUDIからの回答） 1月29日よりスバルバルへの入域規制を厳格化。渡航者はノルウェー本国で出発前24時間以内に行われたコロナ検査（迅速抗原検査）の陰性証明書が必要（12歳未満を除く）。証明書はトロムソの国境検問所で提出する必要がある。必要とされない渡航は推奨されない。 ※スバルバル統合観測システム SIOS（Svalbard Integrated Arctic Earth Observing System） では、ニーオルスンへの渡航方法についてより詳しく紹介しています。併せてご確認ください。	2月3日 3月12日	https://www.sysselmannen.no/en/news/2021/01/requires-a-negative-corona-test-before-travel-to-svalbard/
グリーンランド	検査及び検疫規則に従うことが求められる。	1月1日から5月2日の間、必要不可欠な労働者（critical worker）やコロナ事務局による承認が得られた者を除いて、グリーンランドへ入域できない。本期間中の渡航については、右記サイトのコロナ事務局へ問合せのこと。 ※入域規制中に現地観測を目的とした日本人の渡航履歴があります。ただし、特別許可であるため、同様に入域手続きすることで、渡航が保証されるとは限りませんのでご注意ください。（4/21 関係者情報）	4月19日	https://visitgreenland.com/articles/corona-virus-status/
米国アラスカ州	入域に関する特別枠や必要要件はない。	入域前と空港での受検、およびワクチン接種を条件に含めた入域規制の変更あり。詳細は右記HPを確認のこと。	—	https://covid19.alaska.gov/travelers/
共同利用施設				
ニーオルスン基地		Kings Bay社は渡航者へ追加の制限を課さないが、到着後5日間はジムやサウナの利用はできず、食事は別テーブルに配置され提供時間が異なる。また、清掃費として追加料金を支払う必要がある。コロナウイルスの拡大リスクを抑えるため、Kings Bay社が受入れできる研究者の数は制限されている。ロングイヤービーンニーオルスン間の航空機、ニーオルスン空港の送迎バス内ではマスクの着用が義務付けられる。（Kings Bay社） 原則としてノルウェー国民と永住権を持つ外国人のみノルウェーへの入国を許可されるが、スバルバル知事とノルウェー移民局（UDI）による調整の結果、以下2つのグループはノルウェーへの入国が許可される。 a) 通年または特定の季節（夏）の研究活動のため、ニーオルスンに交代で駐在する（2~3カ月）研究者・技術者 b) 短期間の研究、モニタリング、プロジェクトのためニーオルスンへ渡航する必要のある研究者 ニーオルスンへ渡航するには雇用主のレターを持参する必要がある。NPIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。レターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。（Ny-Ålesund Research Station HP）	4月20日	https://nyalesundresearch.no/covid-info/
スバルバル大学（UNIS）オフィス		学内の感染予防対策については、右記詳細に示すURLを確認のこと。	3月1日	https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/
共同研究提携施設				
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）		大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報は フェアバンクス校特設ページ を参照のこと。	4月5日	https://drive.google.com/file/d/1lvL8l6Ftw1zlDfFSs_3wutJLu7XqDyM9/view
チェコ・スバボーダ基地（ロングイヤービン）		2020年の施設運用は限定的となる。Payer Houseは6月から制限なしに運用する。Nostoc field stationは閉鎖する可能性がある。観測船Clioneは、2020年8月の航海を終了した。	2020年 9月23日	https://www.pr.f.jcu.cz/en/cars/news/season-2020-will-be-limited-due-to-the-covid19.html
グリーンランド天然資源研究所（GINR）施設		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	https://natur.gl/?lang=en
カナダ極北研究ステーション（CHARS）基地		CHARSキャンパスへの全ての訪問予定をキャンセルとする。また、公共スペースの使用を停止する。 2020年秋の間は一般利用できず、フィールド調査や対面の活動はできない。2021年の利用再開を予定している。	2020年 9月1日	https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/covid-19.html
ロシア スパスカヤパッド観測拠点		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—
ロシア ケープ・バラノバ基地		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—
カナダ ラバル大学 北方研究センター（CEN）		ケベック州とラヴァル大学の指示により研究ステーションは通知があるまで予約できない。	—	http://www.cen.ulaval.ca/en/index.php

※1「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。

日本-ニーオルスンにおける主な航空路線の状況

航空会社	便名	2月10日	確認日	詳細
スカンジナビア航空	SK0984/SK0983	羽田⇄カストラップ（コペンハーゲン）便は欠航。路線復旧は未定（2021/3/19カスタマービスより）。	4月21日	https://www.sas.com/en/traffic-information/newsroom/cancelled-flights/
	SK4414/SK4425	オスロ⇄ロングイヤービン便は通常運航。	4月30日	https://www.flysas.com/en
日本航空	JL47/J48	羽田⇄ヘルシンキ便は通常運航。	4月30日	-
	JL6811/JL6810	ヘルシンキ⇄オスロ便は通常運航。	4月30日	-

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニーオルスンへの発送が可能。配送期間は2週間程度。3月発送実績あり。 6月1日より当分の間、第2地帯（ヨーロッパ含む）宛のEMSに対し、輸送コストの割増分に相当する特別追加料金を導入。	4月30日	http://www.post.japanpost.jp/060/kuhaku/country_alphabet.html
Posten	国際郵便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。	4月16日	https://www.posten.no/en/customer-service/country-list-possible-destinations
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。12月発送実績あり。	-	https://www.bring.com/
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品（例:UN1002圧縮空気）は輸送不可。 ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年 11月19日	-
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認のこと。	3月25日	-
SAS Cargo	国際航空貨物	スカンジナビア航空による日本～コペンハーゲン間の貨物便が復旧するまで輸送を中止。	3月29日	-